

ご挨拶

「貴重な温泉資源、適正利用を」

伊東温泉組合組合長 稲葉悦一

元組合長井原為吉翁の臨終間際、枕辺に呼ばれ「伊東の温泉源についてしっかりしたデータを作り、保護管理をして後世に残すように」との課題を与えられた。爾来、いつ着手するか悩んで参りました。最近、漸く時間ができたので取り掛かり、まとまったのがこの記念誌です。

まず、段取りとしてどうするかについて、幸い、大正年間より毎年、各源泉を調査したデータがあり年度別に表を製作すること、次に各地域ごとに年次表をつくることを基本に進めました。

そこで本論に入る前に先人たちから伝えられた伊東温泉の経緯についての文献(故久野久博士の論文、故小出博博士の論文、古人からのいい伝え)からご紹介したいと思います。

温泉の定義です。“温泉”とは地中から湧出する温水、鉱水、水蒸気、その他ガスで(炭化水素を成分とする天然ガスは除きます)摂氏25度以上であること、規定の物質を一種類含んでいること、この2つのうちいずれかの基準を満たしていれば温泉に該当します。また、この中で特に治療の目的に利用されるものを療養泉といいます。温泉法は昭和23年に制定され、わが国の温泉が規定されています。

温泉はまさしく天与の貴重な資源であり、限られた湯量を正しく利用することが肝要であります。後々まで温泉の管理運用について厳しく制限する必要があります。

伊東の温泉が昭和30年代に他の伊豆地区と同様に乱掘した時代がありましたが、伊東地区(旧市内)は県の指導により一定の基準のもと規制され現在に至っております。

それ以来ずっと、毎年2月の湧水期には役員が総出で市内の温泉1本1本の温度と揚湯量を計り、与えられた許可量を遵守しているかどうかを調査しております。現在(平成24年2月)の使用温泉総数299本、総湧出量毎分32,480ℓであり、これは大正年間から大きな変化もなく現在に至っております。これは各温泉所有者の認識はもとより、与えられた許可量を厳守していただいている賜物です。

最近になって大きな厄介な事例が判明しました。伊東の水源地である大平山周辺に於いて、にわかに、葦山工業による大平山一帯のスコリア採取が、平成15年2月以来行われてることが、鎌田地区はもとより旧市内の重大ニュースとして持ち上がりました。

そこで、伊東温泉組合としてこの件についてどう対処するべきか、関係諸団体(伊東市を考える会等)と共に検討して参りました。

まず、久能博士・甘露寺博士(池区鉱山反対運動に詳しい)の定説、すなわち大平山一帯の雨水が地中に沁みこんで水源の源となり、ひいては温泉源になるという定説から一刻も早く葦山工業の採取を止めさせるべく、反対運動として市民署名運動や県当局に申し入れをし、善処方を依頼した。当時の石川県知事に面会し、今までの経緯を申し上げました。知事はしかるべき担当部署に即刻この取り扱いについての指示をしたものの、最終的には葦山工業がしかるべき手続きに従って最終許可を得たとのこと、爾来何の進展もなく、平成18年9月22日三島簡易裁判所に於いて葦山工業との調停裁判まで持ち込んだが、採取停止まではいかず、現在も(平成23年4月現在)相変わらず、採取をしている現況であります。係る現況ではありますが、今後ともあきらめずに反対抗議を続け、採取を止めるべく運動をすることが肝要であります。

温泉は人々に心身の癒しをもたらす貴重な資源です。いまこそ温泉資源を適正に利用する中で持続可能な温泉地域社会の構築を目指して前向きに取り組むことが求められています。

長年の調査結果から温泉客が温泉地に求めているものは①温泉資源性②温泉情緒性③自然環境性の3要素の良さに集約されます。ここに温泉地の環境保全を図りつつ、地域ガイドが温泉客と交流し、温泉地の多様な個性を伝えることが望まれます。地域住民と観光業者、行政当局とが協調して顧客満足度を高めるための方策を自ら考え、できることからすぐに実行することが温泉地再生につながると確信します。

伊東温泉組合の移転経過について

平成 24 年 2 月 16 日

伊東副市長 石井氏を訪問した際、伊東温泉組合の移転経過について公文書が判明しましたので、それを掲載致します。

伊東温泉組合は、伊東温泉の観光の目玉である温泉を管理し、営利を目的としない組合であり、また下記のような過去の経過から、伊東市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(平成12年伊東市条例第6号)第2条第3号の規定により現行の使用料で別紙(案)のとおり許可します。現行使用料 年間60,000円(@5,000×12か月=60,000円)

〔参考〕

伊東市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例による金額 年間266,637円

(伊東市温泉組合の移転経過)

伊東温泉組合は、旧庁舎敷地内に市庁舎が建設される以前に組合事務所を建設し、2階部分を当時の伊東市水道事業に貸しており、昭和31年に旧庁舎が建設された際、市庁舎内に事務所を設けることを条件に、組合事務所を取り壊した。

このような経過から、旧市庁舎に移った当初は無料で部屋を貸していたが、昭和32年から昭和51年まで月額1,000円、昭和52年から昭和59年までは月額3,000円、昭和60年以降は月額5,000円の使用料を徴収している。

伊東市役所

伊東温泉組合の変遷

(付録)

伊東温泉組合の変遷

伊東温泉組合 規約の変遷

大正15年改正の組合規約が、現在残されている規約中最も古いものである。おそらく、大正12年の関東大震災の大津波によって総てが流失したと考えられる。規約改正は、その後、次の5回に亘って行われている。即ち

1. 大正15年3月7日 定時総会 この時の名称は「伊東温泉場組合規約」
2. 昭和8年1月30日 「同上」
3. 昭和9年1月30日 名称改正「伊東温泉組合規約」
4. 昭和13年5月22日 決議(翌14年12月9日認可)
5. 昭和32年3月3日

以上 4. まで即ち、終戦前は知事の認可が必要であった。

無論、組合長及び評議員も、総会の都度、知事の認可を必要とした。

組合規約が時代と共に改正され、湯湯の条件も変わるので、変遷の有様が規約を通して判明する。昭和32年、温泉法の不備を補うため、東京大学・川島武宣教授並びにその教室の先生方に依頼し、組合規約の大改正を行い、定時総会に提出し承認を得たものが現行の規約である。(規約分省略)

伊東温泉組合 歴代役員名

大正12年9月1日 午前11時58分突如発生した関東大震災の震源地は相模湾であった。湾内沿岸は津波に見舞われ、伊東町も松川川東は大被害を受け、死傷者500名を数えた。ために、伊東町役場・銀行・警察署等波に吞まれ、貴重な書類をも一部流失したと言われている。

伊東温泉組合も、書類の全部を失い、創立当時の記録は無い。唯、僅かに残った書類によると、組合規約の承認も総会で選出された役員も総ての重要事項は県知事の認可を受けた模様である。



平成24年度伊東温泉組合定時総会



温泉実態調査



県知事、市長によるスコリア現場視察



スコリア採取現場



スコリア反対運動看板設置